

各 位

会 社 名 株式会社セルシード
 代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子
 (コード番号：7776)
 問合せ先 取締役 最高財務責任者 小野寺 純
 電話番号 03-6380-7490

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」の承認を求める議案を2020年3月27日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第 33 条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (新 設)	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第 33 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第 34 条 (条文省略) ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第 34 条 (現行どおり) ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日(金)

定款変更の効力発生日 2020年3月27日(金)

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

1. 提案の理由

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、候補者平林直樹氏は、常勤監査役の補欠としての候補者であります。

なお、本選任につきましては、常勤監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

2. 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式の数
平林直樹 (1971年10月8日生)	2017年6月 当社入社 当社法務知財部マネージャー(現任) 2017年11月 当社内部監査室長(現任)	0株

(補欠監査役候補者とした理由)

平林直樹氏は、当社入社以来、法務業務全般に携わり、現在は、内部監査室長を兼務するなど、業務に精通し、豊富な経験と専門知識を有しているためであります。

- (注) 1. 平林直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様へ承認いただいております。平林直樹氏が常勤監査役に就任した場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

以上